

# 石川町では、子育て世帯・若者世帯の 住宅取得を支援します！

## 子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業補助金のご案内

子育て世帯の居住安定の確保と若者世帯の定住促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、平成28年度から、子育て世帯・若者世帯の住宅取得を支援する補助金交付制度を実施します。

**最大補助金  
150万円**

### ■受付期間・受付場所

受付期間：平成28年7月1日から令和5年3月31日まで

受付場所：石川町役場 都市建設課 都市整備係（26-9131）

### ■補助対象者

次の（1）又は（2）のいずれかの世帯で（3）に該当する世帯を補助対象者とします。

#### （1）子育て世帯

取得した住宅の工事請負又は売買契約日現在において、義務教育を修了するまでの子どもを養育している子育て世帯であること。

#### （2）若者世帯

取得した住宅の工事請負又は売買契約日現在において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯であること。

#### （3）共通事項

- ①自らが居住するために取得した住宅の所有権を有し、当該住宅に住民登録をした者で生活の基盤を石川町に置くこと。
- ②補助金交付を受けた後、当該住宅に10年以上継続して定住すること。
- ③世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- ④世帯全員が石川町暴力団排除条例第2条第2号に規定する者でないこと。

### ■補助対象住宅

補助金の交付対象となる住宅は、平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に、次の住宅を新築又は購入し、所有権保存登記等を完了したものとします。

- ①新築住宅の工事請負契約を締結し、不動産保存登記を完了した住宅
- ②建売住宅及び中古住宅の売買契約を締結し、不動産移転登記を完了した住宅

### ■補助金の額

#### （1）子育て世帯住宅取得支援事業

補助区分	区分	補助金額
基本補助金	①新築住宅 建売住宅	70万円
	②中古住宅	35万円
加算補助金	③分譲地購入加算金(新築)	20万円
	④町内建設業者建築加算金(新築)	20万円
	⑤子ども加算金(新築・建売・中古)	1人 5万円 (限度額20万円)
	⑥転入世帯加算金(新築・建売・中古)	20万円

(2) 若者世帯住宅取得支援事業

補助区分	区分	補助金額
基本額	①新築住宅 建売住宅	70万円
	②中古住宅	35万円
加算金	③分譲地購入加算金(新築)	20万円
	④町内建設業者建築加算金(新築)	20万円
	⑤転入世帯加算金(新築・建売・中古)	20万円

※注意事項

- ア 分譲地購入加算金は、宅地建物取引業者が分譲した土地を自ら購入したものが対象になります。
- イ 町内建設業者による建築加算金は、町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者が施工する新築住宅のみが対象になります。

■申請から交付までの手続きについて

取得した住宅に世帯員全員が住民登録し、その住宅の所有権保存登記又は移転登記を完了してから60日以内に補助金交付申請をしてください。

申請者	石川町
① 平成28年4月1日以降に新築住宅の工事請負契約又は建売・中古住宅売買契約を締結	④ 受付・審査 ⑤ 補助金交付決定又は補助金不交付決定 ⑦ 補助金の交付
② 対象住宅を自己所有名義に登記	
③ 補助金交付申請書を提出 (所有権登記後60日以内)	
⑥ 補助金の請求	

【交付申請に必要な書類】

○住宅を新築した場合

- ・工事請負契約書の写し
- ・建物の所有権保存登記の写し
- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ・納税証明書（申請世帯の当該年度及び前年度）
- ・戸籍全部事項証明書
- ・戸籍の附票（転入世帯の場合）
- ・世帯全員の住民票
- ・土地の売買契約書及び所有権移転登記の写し（分譲地購入の場合）
- ・町内建設業者の施工を証明できる書類の写し（町内建設業者建築加算金該当の場合のみ）

○建売住宅又は中古住宅を購入した場合

- ・売買契約書の写し
- ・所有権移転登記の写し
- ・建売住宅の場合は建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ・納税証明書（申請世帯の当該年度及び前年度）
- ・戸籍全部事項証明書
- ・戸籍の附票（転入世帯の場合）
- ・世帯全員の住民票